

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成25年2月28日(木)午前10時30分から午後零時まで

場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室

出席者 司会者 佐伯恒治(旭川地方裁判所刑事部総括判事)

法曹出席者 小林謙介(旭川地方裁判所刑事部判事)

小島健太(旭川地方検察庁三席検事)

井上雄樹(旭川弁護士会弁護士)

裁判員経験者 11人

報道機関出席者

旭川司法記者クラブ記者4人

冒頭あいさつ、自己紹介等

司会者

皆様おそろいですので、裁判員を経験された方をお招きしての意見交換会をこれから開始したいと思います。本日の司会進行を務める佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には、お忙しいところ、裁判所まで足をお運びくださいませ。本当にありがとうございました。旭川地裁管内では、これまで18件の裁判員裁判が終わったという状況にありますが、本日は4つの事件を担当された皆様方にお集まりいただいております。また、弁護士会、検察庁、裁判所からそれぞれ法律実務家としてお一方ずつ出席いただいておりますので、まず最初に自己紹介として、お一言ずつご挨拶をいただければと思います。

井上弁護士

旭川弁護士会を代表しまして、弁護士の井上が参加させていただきます。私は弁護士会では刑事弁護関係の委員会の委員長を務めており、私自身も裁判員裁判の事件はこれまで2件担当して、今も1件係属中の事件があります。今日は、皆様の御意見を聞かせていただきまして、これからよりよい制度、実務の運用をしていきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

小島検事

旭川地検検察官の小島と申します。私は今日題材となった何れの公判にも関与しておりましたので、皆様の体験を踏まえた貴重な御意見を賜りたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

小林判事

裁判官の小林です。先ほど皆さんとお会いし、当時の評議、審理のことを思い出しまして嬉しく思いました。どの事件も皆さんに真剣に取り組んでいただいたと思っております。本日は皆さんから今後のより良い裁判を実現するために貴重な御意見をいただき

たいと思います。よろしくお願いいたします。

進行方法

司会者

それでは、本日の進行ですけれども、大きく分けて「1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象」「2 裁判の手續について」「3 感想、今後参加する方へのメッセージ」としましたお手元の進行要領に沿って進めてまいりたいと思います。そのうち、1と3につきましては、順番にお一方ずつ簡単に御感想等を述べていただくという形で進めたいと思います。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

それでは、早速ですが、1番目、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について、1番の方から順番にお伺いしたいと思います。

1番

裁判所に入ってから全体的な印象として、不安のない適切な対応であったと思いました。非常によい経験をし、勉強になったと思いました。法廷の扉が開いて中に入り、自分の置かれた立場、位置に付いた時の思いが今も忘れず思い出すことがあります。

2番

話には聞いていた裁判員裁判だったので、一度は参加してみたいという思いはありました。実際に参加して、裁判がどのようなものなのかを知ることができた点はよかったと思っていますが、実際に参加するとその大変さや、3日間拘束され仕事に影響したこともあり、今後裁判員として選ばれることはないと思いますが、今後は参加したくないなという印象でした。

3番

沢山の人がいる中でよく自分が当たったなという感想でした。裁判についてはいろいろ考えましたが、よく3日間で人の人生を左右することを裁くことができたな、もっと日にちがあってもよかったかなという思いはありました。

4番

私も裁判員制度はある程度知っていましたが、いざ裁判員になったときに自分には何ができるのだろうと思いました。ただ裁判所の皆さんの温かい説明を受けて、自分なりに把握できるようになりまして、やはり人の今後の運命を決定付ける判決は、かなり重たいものがあると終わってからしみじみ感じたことがあります。印象としては、今までは、裁判所はあまり開かれていないところだなという感じがありましたが、3日間参加した後は、人に対して開かれているところだなという印象を持ちました。

5番

裁判員候補者に当たったときに、周りの人から「裁判員裁判は、いろいろな人の意見を聞きたいからあるんだよ。」と言われ、自分の率直な意見を言ってくればよいと教えられて、そんなに重く考えないで参加しましたが、実際に経験してみて、人の人生を左右する重みというか、初めて勉強させられる経験をしました。

6番

まず、大変よい経験をさせていただいたと感謝しております。ただ、最高裁判所から分厚い封筒が送られて来て、その中に、これに従わないと処罰されるようなことが書いてある箇所もあったので、送ってきておいて処罰するなんて違うだろうという思いが第一印象でした。裁判所では40人の中から選ばれたことにも驚きましたが、裁判員を6人選ぶのに別室で選んでいたのが気になりました。自分たちの目の前で選ぶようにすると心の準備もできて臨めたと思います。

7番

私の場合は、裁判などに全く無縁というわけではなかったのですが、裁判員制度はスタート時点からある程度理解していたつもりでした。一生に一度でよいからやってみたくという気持ちはありましたが、選任されたときにどうやって自分が選ばれたのか、40人から6人を選ぶときの選ばれ方がしっくりしないといった思いがありました。事件については一生に一度の経験をさせていただいたと感じています。

8番

まさかの選任でびっくりしましたが、私にできるかなという印象でした。選任後はスケジュールどおりに進みましたが、緊張の連続でした。資料は持ち出し禁止ということで、家に帰って思い返ししながら、その日やったことを反省したり考えたりしました。選任される前までは、殺人事件の報道があれば、人殺しは無期なのかなと簡単に考えていましたが、選任されてからはそんなに生やさしいものではない、安易に考えてはだめなんだと自分に言い聞かせました。公判では被害者の方や、代理人の方が陳述していましたが、どうか無事で戻って欲しいという願いや、無惨な姿になった娘と対面したという御家族の心中を察すると、いたたまれない心境になりました。被告人には憎悪のような気持ちも持ちましたが感情に流されてはいけないと、毎日、身を引き締める思いで臨みました。

9番

裁判員に選ばれたときは、選ばれちゃったという感じで気が重く、仕事も4日間休まなければいけなかったのですが、私みたいな素人に何をしろというのかという思い、疑問や不安を抱きながら裁判が始まりましたが、4日間が終わった後は、一言でいうとやってみてよかったなという感想を持っています。何がよかったかという点については、うまく言葉に表すことができませんが、非常に貴重な体験をすることができたという点がよかったと思っています。もし、再び裁判員に選ばれるようなことがありましたら、また務めさせていただきたいと思っています。

10番

私も選ばれるとは思っていなかったため、心の準備ができていない状態で選任されてしまい、緊張と不安があるまま午後から裁判が始まって、なかなか現実として受け止められないという思いがありました。公判では客観的に見ようという意識はありましたが、自分が思っていたイメージと異なり、割と淡々と、コンパクトに進んだ印象があって、物足りなさを感じましたし、それで評議を行うことに不安を感じました。

11番

選任期日では一番最後に選ばれて、全く予期せぬ出来事でした。法廷での一段高いところからの眺めは日常では経験できませんし、まるで異空間に入ったような思いになりました。また実際に人を殺したとされる人間が目の前にいて、被害者の御家族も同じ空間にいるという空気の重たさを感じました。貴重な経験をさせていただいたという点は感謝しておりますが、10番の方が言われていたように、コンパクトにまとまりすぎている、分かりやすさを求めるあまり、そぎ落とした部分の中に、こちらが知りたいと思っている情報があったのではないかと感じました。個人的には被告人の経歴、どのような社会生活を過ごしていたのか、職業などについても知りたかったです。単に分かりやすさだけを求める流れにはならないで欲しいという思いがあります。その他の印象としては、私どもに心理的負担をかけないようにする裁判所の職員の方のお気遣いには感謝しております。仮にまた選ばれたときは、私も参加したいと思います。実際の裁判は小説や映画、裁判傍聴記などとは全く違いますし、人の一生を左右する貴重な経験と重さは、一生忘れないと思います。

冒頭陳述について

司会者

一通り御意見をいただきましたけれども、その中にも本論で掘り下げていきたい部分が沢山含まれていたように思います。皆様からいただいた御意見を更に掘り下げる意味で、実際の裁判の流れを思いだしていただきながら、時間の流れに沿う形で御意見を伺いたいと思います。お手元には御担当された事件の資料も配布しておりますので、ご覧になりながら記憶を蘇らせていただければ助かります。早速ですが、法廷に入り、被告人と対面し、最初に検察官が冒頭陳述を行い、次に弁護人が冒頭陳述を行うといった形で検察官、弁護人がそれぞれ御意見を述べました。それが審理のスタートとなり、証拠調べに入るための導入部分だったわけですがけれども、この点について御意見を伺いたいと思います。具体的にお聞きしたいのは、裁判の冒頭段階のプレゼンテーションとして分かりやすかったのか、情報量は適切だったのか、証拠調べの関係で後から振り返ってみて冒頭陳述で聞いた部分と重複があったと感じられたのか、適切だったのかといった点、それから最初に私からお願いした「証拠と主張、言い分は区別してください。」という点が実際に区別できたのかどうかといったあたり、何でも結構ですが御意見をいただ

ければと思います。1番の方が担当された事件は、初日は冒頭陳述まで、2日目に証拠調べを行いました。審理の冒頭部分の説明として十分御理解していただくことはできましたでしょうか。

1番

はい。私には理解しやすかったです。淡々と説明する中、何一つ疑問はありませんでした。被告人が事実を認めてスムーズに終わった点をも、問題なく進んでいったと思います。

司会者

1番、2番の方が担当された事件では、初日は冒頭陳述まで、証拠調べは2日目以降という3日間の日程で行われましたが、審理日程の点について何か御意見はございますか。

2番

審理予定表に記載されているとおりに進んだのですが、それでどうなのかなという思いはあります。また、最初から選ばれるつもりで行けば違ったと思いますが、選ばれて直ぐに裁判が始まると心の準備ができないというか、40人程度いた中から選ばれて、なぜ自分が選ばれたのかと知っているうちに午後から裁判が始まるというシステムに違和感を感じました。ただ、資料などは丁寧にそろっており、その中で記載されているとおりの内容しか出てこなかったの、それ自体は何も問題はなかったように思えますし、スムーズにできてよかったという感じはあります。

司会者

3番、4番、5番の方が担当された事件では何か御意見はございますか。

3番

私はテレビで見た裁判をイメージしていたのですが、私が担当した裁判では、弁護人の方が手製の資料を作られていて、裁判員に分かりやすく説明されていたのがすごく印象的でした。

5番

私には非常に分かりやすかったです。メモ書きなどもあり、それと照らし合わせながら聞いていました。疑問に思ったことも次の日には裁判長、裁判官から丁寧に教えていただけたのでスムーズに理解できました。

4番

検察官と弁護人の冒頭陳述では、検察官は被告人の刑を重くしたいといった方向となるし、弁護人は被告人にとって有利にしたいといった内容になるわけですね。ですから、その違いを裁判員としてどのように把握したらよいかという点が難しいと感じました。

司会者

6番、7番の方の事件では、何かございますでしょうか。

6番

加害者の人権に非常に配慮して進められたので、それが非常に印象に残っています。

7番

いただいたメモが非常にまとまっていたので、十分に理解できました。

司会者

8番、9番、10番、11番の方はどうでしょうか。

8番

担当した事件の審理日程は4日間でしたが、あっという間に過ぎた感じでした。公判前整理手続で十分整理された感じでしたが、そこで挙げられた論点について評議を行い、スムーズに進んだと感じています。冒頭手続では資料がA4一枚にまとめられており、難解な専門用語もなく、我々でも受け入れやすい文書だったと思います。証拠については、物的証拠についてはディスプレイに映し出すなどしていただいたので、よく理解できました。証人や被告人の供述や態度、評議などについては、こちらにも神経を研ぎ澄まして臨んだつもりでしたが、人証については、どのように証言を採り入れて、そしゃくしてよいのか、なかなか分かりにくかったです。言葉の表現は観念的な部分もありますので、経験がなければ上手く採り入れることができないのではと思えました。それと、動機の解明の点ですが、検察官も弁護人も相当御尽力されたと思いますが、弁護人からはパニックの一言だけで動機については解明されていなかったと思いました。弁護活動というものがあるとは思いますが、裁判は真実のもとに進められて行くべきものであって、もう少し弁護人においても核心部分を徹底的に、積極的に解明して欲しかったと思います。被害者の御家族も裁判の中で真実がさらされるものだという期待感を持っていたと思います。それが完全に裏切られたような結果でした。動機は量刑に置いても大きなウェイトを占めると考えますので、検察官もそうですが、弁護人にも十分考えて欲しいと思いました。

10番

検察官、弁護人の冒頭陳述は非常にコンパクトで分かりやすいものだったのですが、分かりやすすぎて何も疑問が出てこなかったのです。そのため後から疑問が出てくることがありました。当時はまとまっていて分かりやすいと感じていましたが、今思うと物足りない感じです。公判前整理手続の結果なのでしょうが、もっと情報が欲しかったです。

9番

最初に裁判長から審理の予定について説明を受けましたが、私自身は全く知識がないので、説明を受けても冒頭陳述って何なのかといった感じでしたし、きっと私は裁判の流れに付いていけないと思っていました。それでも分かりやすい資料をいただいて、これだったら付いていけると感じることができ、安心して参加できました。私個人としては特に10番の方が言われたような物足りなさは感じませんでした。

証拠調べについて

司会者

裁判の本質部分にかかるような部分にまで御意見をいただきましたので、更に掘り下げたいと思いますが、皆様に御担当していただいた事件は自白事件とあって、犯罪事実について大きな争いがある事件ではありませんでした。私どもとしまして、審理の過程で不測の事態が生じないように、また長期間となれば御迷惑をお掛けすることになるといったことを考えながら公判前整理手続で整理していくわけですが、他方で、物足りなさを感じる、被告人の生い立ちといった情報もあった方がよかった、何か決められていたような気がする、といった御意見もございました。具体的にこのようなものが証拠として出されてもよかったのではないかと、また、こういったものがないと評議がしづらいいといった御意見はございませんか。

11番

私が担当した事件では、証人尋問として2日目に被告人の父親、被害者の父親、意見陳述などがありましたので、私どもが裁判所の中で行われていることに基づいて判断すると、例えば被害者の父親の感情や、被害者参加人の意見陳述などの心情的な部分には流されないようにと考えていますが、そのような心情的に訴えてくる部分があるのであれば、先ほど述べました被告人の職務経歴などの人となり分かるような情報が欲しかったなという印象が強いです。

司会者

10番の方がおっしゃられていた物足りなさは、具体的にはどのような点になりますでしょうか。

10番

11番の方が言われていましたが、例として、子ども時代に虐待を受けていたといった事情があれば、弁護士からそのような話が出てくるのでしょうか、担当した事件ではそのようなことがなかったので、除かれたのかなと思えるのです。そのような被告人の人間性を知ったからといって、判決にどのように関わってくるのかということは別問題なのかもしれませんが、そのような情報がないと被告人の人間性が見えてこないというか、何もないところでいきなり事件が起きているといった印象になってしまいます。出された情報は必要な情報なのかもしれませんが、それに付随するそれまでの過程に当たる部分の情報もあればと思います。コンパクトにまとめられたものだけで評議を行い、判決を出さなければならぬ重圧、不安を感じました。

司会者

3番の方が、もっと日にちがあればよかったと言われた点も、被告人の人となりをもっと見極めたいといった御意見であるといったことでしょうか。

3番

そうです。私たちもまとめられたメモをもとに最後まで考えていたのですが、なぜ被

告人はそこまで行ったのか、といった過程の部分がなかったような気がします。自分の安い給料から親に幾らか入れて一人で生活して、でも若いから遊びたい、それでなぜてっとり早く万引きを行うというところまで行ったのかという点や、なぜ父親も被告人に車を譲渡したのか、それについての説明もなかったし、そのような事情も知りたかったなという思いです。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

私は冒頭陳述などの内容を聞いて納得できた感じでした。犯罪に走った動機もはっきりしていたので分かりやすかったです。ただ、安易に犯罪に走ったことに対してもっと他にやり方があったのではないかという思いはありました。内容的には分かりやすかったです。

司会者

2 番の方からは、スケジュールどおりに進んだというお話があり、逆に考えるとメリハリが効いていないといったことになるのかもしれませんが、どのようにしたらメリハリの効いた審理が行えとお考えでしょうか。

2 番

私もよく分かりませんが、自分が担当した事件は求刑が懲役7年で、判決では懲役6年になりました。事件の内容や流れについては詳しく説明していただいたし、資料も沢山あったので内容も分かったのですが、最後に刑を決める段階で、被告人を何年の刑にすべきかと聞かれても、何年議論したところで自分たちには結論は出せないなという気持ちで最後まであって、正直、懲役7年が6年になったところでどうなのという思いを今でも思っています。1年増えたり減ったりすることの重大さや、増減の基準が分からないので、理解することは無理かもしれませんが、これがこの程度のことを行うと1年増える目安です、といったものを与えてもらった方が判断し易かったなと感じています。結局は6年になってしまいましたが、これは本当に数をこなして経験を積まないと分からない世界だと思いますし、それを私たちに求めること自体、間違っているのではないかと思います。

司会者

最終的には刑の重さまで決めなければならないところ、それを決める手がかりが審理の中で十分目に見えていれば分かるけれども、それがないまま審理が行われ、決めなければならないといった点が難しいといったことになるのでしょうか。証拠を調べる過程で物足りなさ、メリハリといった観点で御意見をいただきましたが、それ以外に御意見はございますか。実際には証人から話を聞くこともあれば、供述調書を検察官が読むのを聞いていただいた場面もありました。性犯罪では特殊な配慮ということで法廷では読み上げず、評議室で読んだこともありました。そのような証拠調べの進め方について、

この様に変えたらよいのと思う点はございますか。7番の方がいかがでしょうか。

7番

やはり、日程的に無理なのではないでしょうか。審理がスタートして1日半で結論を出そうとすると流れに沿って判決を出すような感じになってしまうので、評議が終わって一晩空けて、それから判決を出すような日程にすると家に帰ってから自分で考える時間ができてよいと思います。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

被告人の生い立ちの話を聞いていると、悲しいなという気持ちになりました。執行猶予か実刑かということについて、出された証拠をどう見るかは難しいと思います。

司会者

先ほど6番の方からは、加害者に手厚い印象というお話が出ました。皆様に参加していただいた事件は、全て被害者の方が被害者参加や意見陳述といった方法で法廷で意見を述べる機会があったので、被害者の立場の方の心情を酌むことができるシステムになっていたのかどうかといった点でも御意見をいただきたいのですが、6番の方、いかがでしょうか。

6番

加害者の人権への配慮がどの程度裁判所では表れるのかなといった点について興味がありました。実際には被害者の方にも配慮されていたのでほっとした部分もありましたが、もっと話を聞きたかったという思いもありました。評議室で被害者の意見陳述書を読んだときに、状況がきめ細かく書かれていたのには驚きましたし、これが実際に証拠になった場合は、加害者はどのように思うだろうと思いました。法廷で被告人が恐ろしいほど緊張しておどおどした光景が目に見えます。

司会者

1番の方はいかがですか。被害者の方の供述調書も証拠として出ていたと思います。実際に法廷で被害者の方とお会いすることはできなかったわけですが、被害者の方の気持ちなどが評議などで汲み取ることができた裁判だったのでしょうか。それとも不十分とお感じになった点などがありましたでしょうか。

1番

全て説明されていて、その波に乗って進んでいくといった感じで、評議は十分できていたように感じていました。

司会者

9番の方はいかがですか。被害者の遺族感情も非常に厳しい事件だったと思いますし、御遺族の方も被害者参加という形で参加されて御意見を述べられたわけですが、それがどのような影響を与えたのか、また何か気にかかったことがあれば紹介していただきたい

いのですが。

9 番

被害者の方は亡くなっていたのですが、御遺族の方の直接の気持ちや、手紙の内容を聞くと胸に迫るものがあり、その気持ちは伝わったと思いますし、その気持ちを酌んだ考えもできたと思います。被告人の家族の話も聞くことができましたが、被告人の生活背景が不透明だったので、被害者側の話は胸に響きましたが、被告人側の話には響くところがなく、その差は量刑を考えるにあたって影響はあったと思います。

論告・弁論，評議，判決について

司会者

証拠に限ってしまいますと話が狭くなってしまいますので、ここから先は裁判全般について、具体的には論告，弁論があり，評議室で評議を行い，判決に至るまでの過程で，ぜひ辛口の御意見をいただきたいのですが，ここはおかしいのではないかと，ここはこの程度の時間，量，質があってしかるべきではないかといった御意見をいただきたいと思えます。1 番の方から順番にお願いいたします。

1 番

やはり，求刑と判決内容が全く異なるケースもあるので，判決の基準となる部分がない状態で判断を行う点が矛盾していると感じます。他の事件では求刑が懲役15年のところ7年という判決が出されたという報道もありました。それだけのギャップが生じているのであれば，自分が判断した内容が本当によかったのかなと思いますし，検察官の意見に従って決めるしか仕方がないのかなと思ったりします。

2 番

今，思い出したのですが，担当した事件では検察官の求刑が懲役7年であり，論告の際に提出された書面には赤字で「法定刑を大きく下回るべきではない」と記載されているのを見て，この表現がいかにも，求刑よりも下げることを前提に，少しふっかけていることを前提として検察側から出されているものなのかなという印象が感じられたのと，強盗致傷の法定刑が無期又は6年以上の懲役といった決め方なので，このようにアバウトだと判断が難しいと感じました。強盗致傷にもレベルがあると思いますし，どこからどこまでの行為が懲役7年に該当するといったことは私たちには判断できないので，法改正まで行かなくても通達などで取扱いを決めることができないのかと思ってしまいます。

3 番

評議で刑を決めるときに長時間話をしましたが，結論をどうしようか迷いました。被告人の若さを感じてしまって，これから更生できるのではないかと考えてしまったわけです。今もふと思い出して，あれでよかったのだろうかという思いを感じています。

4 番

裁判員に選ばれてその日の午後から審理に入ったわけですが、その時は法定刑なども分からなくて、自分の意見はこうだけれども、このように決まっているからそうならざるを得ないのかな、仕方がないのかなという思いをしたのと、被告人の生い立ちを聞いて行くうちに情に流される部分が出てきました。それが自分の弱さと言いますか、それではいけないと思いますが、そのあたりが難しかったです。

5 番

このようなことを申し上げるのはよくないかもしれませんが、私が担当した事件では、他の方が担当した事件よりも内容が軽微だったかもしれません。その中で懲役3年という結論を出して後から胃が痛くなったり、やっぱり重かったのかなという思いが今もぬぐい切れていない部分は確かにあります。でも、評議で話し合った中できちんと3年間刑務所で務めて更生してもらいたいという思いもありましたし、みんなで話し合っただけで出した結論なんだからという思いを持っています。

6 番

せっかく裁判員になったので、いろいろなパフォーマンスを見たいという思いもありました。例えば、裁判長が判決を言い渡した後に、被告人に対して一言声をかけてあげるなど、非常に楽しみにしていました。裁判員も、法廷ではひな祭りのお内裏様のようになんか黙って座っているイメージしかないのです。せっかく裁判員になったのであれば、判決後に一言ずつ被告人に「あなた、こうなさい。」ですとか「がんばりなさい。」などといったことができるような場になって欲しいと思いますし、そうすれば、メリハリも出ると思います。日本の裁判は固すぎるというか、型にはまりすぎているというか、本当にひな祭りそのものなのですね。そこで裁判長が何か一言言ってあげると、事件自体は和やかな事件ではありませんが、そうすることで被告人も何か感じて帰ることができるかもしれないし、控訴の説明だけで終わるのは寂しいという印象がありました。

7 番

性犯罪の場合は、被告人の身上関係がもう少し分かった方がよい気がします。例えば、被告人に女兄弟がいるのかいないのか、例えば妹がいるのにそのような犯罪を犯したとか、もし自分の妹がそうされたらどう思うのかといった部分です。起訴内容とは関係ないかもしれませんがそのように感じました。私の担当した事件では、被告人の住所は北海道外になっていましたが、なぜ北海道外になっているのか、事件後逃げたのか、なぜそこに住居が定まっているのか、まずそのような単純な疑問を持つわけです。ですから、被告人の身上関係の情報はもう少し入れてもらった方がよいと思います。

8 番

裁判長から、当初「事件は殺人事件でも、同じ事件は一つとしてない。白紙の状態でご覧に立ち会ってください。」「検察官や弁護士から出された記録がありますが、それはそれとして自分で考えて欲しい。」といった話がありました。冊子「ナビゲーション」には「検察官の求刑は、類似の先例を調査した上で」という記載があり、私が担当した事

件でも検察官は調査した上で懲役18年を求刑されたと思いますが、殺人では死刑、無期懲役、5年以上の懲役という法定刑になっており、その中で選択するとすると、これをどのように適用するかは何かスケールがないと難しいと感じました。

9番

皆さんと同じで、自分に量刑を決める基準がないので、担当した事件の判決では懲役18年になりました。懲役17年では駄目なのか、16年ではどうなんだといった1年、2年の差をどう考えるかは難しいと感じましたが、一般市民として参加しているのでそこは意識せずに、一般人の感覚で被告人の反省の有無や被害者家族のことも考えつつ、自分の意見を持って、みんなで話し合っ出した結論だと思っています。でも、これが本当にこれでよかったのかどうかは、被告人が刑期を終えて、その後どういった人生を歩んだのかといったところまで知らないといけないことだと思いますので、今はそこまで考えないようにしています。

10番

量刑を考えるのが一番難しかったです。担当した事件では検察側は懲役18年、弁護側は懲役10年で、その中で選ばなければならないわけではないのですが、両者からそういった基準を出されてしまうと、どうしてもその中で決めてしまうことになってしまいます。先ほども出ました1年、2年の違いについてどのように考えるべきなのかは今でも分からないですね。また懲役18年が正しかったのかも自分には永久に分からないだろうなと思っています。量刑まで裁判員で決めてしまってよいものなのだろうかと感じます。

11番

担当した事件では、被告人の殺人に至るまでの動機が不鮮明のまま終わってしまったという印象です。そのため極端に言うと、被告人と被害者が出会って、ぱっと殺してしまったようなイメージになってしまって、事件に至るまでの被告人の心情部分が全く見えない状態なのに裁判をしてよいのかと疑問に思いました。公判前整理手続で被告人が弁護人に対してどのような話をしたのかは私たちには分かりませんし、被告人が公判で頑なに何も話さないため何も分からないわけですが、動機不鮮明の中で裁判を行ったことに心に引っかかるものがありました。量刑では、検察官の懲役18年という求刑を削る理由が何かあるかと考えた場合、被告人が事件の核心部分について何も話さない以上、被告人自身が自分で不利な状況を作り出しているように思えたので、そうであれば情状に酌むべきものはないなという思いでした。

司会者

一通り順番にお聞きしたわけですが、これも思い出したので話しておきたいといったことは何かございますでしょうか。

1番

検察官の求刑内容と、判決内容に差が出た場合、求刑内容が判決で下がった場合の検

察官の心情はどのようなのですか。

小島検察官

量刑に関して皆さん難しいというお話でしたが、我々法律実務家にとってもそれは同じでして、先ほどの1年、2年の差が出たときにどのように説明するのかと聞かれても、答えに窮することになります。検察官の立場から申し上げますと、求刑には幅があり、この種の事件だとこの程度であるという目安としてくださいといった意味で示しています。それと判決内容があまりにもかけ離れるような結果となれば、正義に反するという考えを持つことになるのですが、1年、2年の違いが生じたことで、私たちが何か感じるということはありません。

今後参加する方へのメッセージ

司会者

皆様方から今後裁判員を務められる方へのメッセージがございましたら、お願いしたいと思います。

11番

選任された方には、法治国家で生きている我々が法律に触れることができる非常によい機会ですので、ぜひ積極的に参加していただきたいです。

10番

11番の方と同じ意見です。国民の義務でもありますし、積極的に参加していただきたいと思います。

9番

自分の周りでも、私が裁判員に選ばれたことで、本当に裁判員ってあるんだといったリアクションなので、そのような人には「選ばれたら行ったらいいよ。」と既にメッセージを発信している最中です。私も実際に体験して、ああ、そうだったんだと思うことが沢山あったので、まずは知ってもらうことが必要だと思います。

8番

私は、裁判員制度に対する認識が不誠実というか、不真面目だったと今は反省しています。送られてきた冊子「ナビゲーション」ですが、絶対に裁判員に当たらないだろうと考えていたこともあって、もう少し真剣に読めばよかったなと思っています。選任された人は、事前に30分でもいいですから、ナビゲーションの活字を目で追いながら、裁判員に当たるかもしれないという想定のもとで読まれるとよいと思います。

7番

6人の裁判員に選ばれるのは、宝くじに当たるよりも確率は高いと思います。選ばれた以上は必ず参加して欲しい、そして、もう少し世の中のことを理解していただきたいと思います。

6番

7番の方と同じで、まず選ばれたら積極的に参加してほしいです。また、かしこまらず自分の意見を堂々と述べた方がよいですね。あとで「あのとき言えばよかった。」となるのではなくて、自分の意見を積極的に話すことが大事です。今私は新聞で裁判員制度の記事が出ると必ず読むようにしています。すごく興味が出るようになったので、この経験は自分の人生の勉強になりました。

5番

やってみなければ分からないことが沢山あり、考えさせられることも沢山ありましたので、当たっただけひやっていたらいいと思います。ただし、私の担当事件は3日間という期間でしたが、これが本州の裁判員裁判のように70日以上といったことになるのと別の考え方も出てくるのかなと思います。また、よほどのことがない限り辞退はできないことになっていますが、長期になる場合は仕事の関係でそんなに休めない方もいると思います。そのためにも、この事件であれば長期間かかりそうだといったことが最初に送られてきた封書で事前に分かるようにするとよいのかなと思いました。

4番

裁判を終えて感じたのは、裁判は今ある社会の一面が実際に間近に感じられるものなのということ。参加したことで新聞などに事件の記事があると読むようになりました。裁判員に当たると自分にとって必ず得るものがありますから、ぜひ積極的に参加してもらいたいと思います。

3番

今後参加される人には、いろいろ考えながら参加すると考え過ぎてしまって迷うことになるので、頭を空にして参加するのがよいと思います。

2番

皆さんと同じですが、弁当くらいは出してほしいです。

1番

プラスになってもマイナスになることはないと思いますし、人との出会いが大事だと思います。何気ない会話の中にも一つ得ることがあると思います。自分のため、人のため、社会のために協力した方がよいと思います。

弁護士、検察官からの質問

司会者

それでは、実務家の方から一言ずついただければと思います。

井上弁護士

皆さん、貴重な御意見ありがとうございました。量刑の話が出ていましたので、御意見をいただきたいのですが、弁論、論告の中で被告人が刑務所の中でどのような処遇を受けるのかといった情報や、仮釈放はどのようなケースに行われるのかなどといった情報はあった方がよいのか、特に必要ないものなのか御意見をいただければと思います。

5 番

そうですね。あった方がよいと思います。

6 番

何もなく裁判が進むと、体が固まっているので、聞いたことがすうっと抜けてしまいます。やはりそのような資料は何もないよりも手元にある方がよいです。

8 番

私の担当した事件では、弁護士から刑務所での実情など、つぶさに紹介してくれました。ただそれもわずかな部分で、あまりウェイトを置いていなかったもので、せっかく資料を配るのであれば、その点についても触れてもらえるともっと分かりよいと思います。そのような話も公判中に頭の中が交錯する中で聞くことになるので、どれほど記憶に残るか疑問ですし、資料としてある方がよいと思います。

小島検察官

貴重な御意見ありがとうございました。皆さんのお話を伺うと、多分に物足りなさを感じられている方がいらっしゃるということで、その一番大きい原因は検察官である我々にあると思われまます。率直なところをお聞きしたいのですが、我々も裁判員の方には可能な限り事件について知っていただきたい、いろいろな証拠を見ていただきたいと考えているところ、その一方で審理日程の制約がございます。そこでお聞きしたいのですが、あと1日、2日審理が延びたとしても、もっとじっくりと証拠を見たいという感想をお持ちなのか、もう限界です、もっと短くてもよいですとなるのか、率直な感想をお願いします。

11 番

もうこのようにできているから、後は量刑だけですといった場合のように予定調和になることが一番恐いです。個人的にはもう少し長くてもよいし、もっと情報があってもよいと考えています。

3 番

私の場合ですが、会社側も裁判員裁判の参加について理解ができつつあります。社員が実際に参加するとなった場合でも、その分誰かを補充するので、私の場合はスムーズに参加できました。日程が3日ではなく5日であっても会社側はきちんと分かっているので、5日間くらいでも参加できると思います。

司会者

逆に長すぎた、もっと短くてもよかったという御意見の方はいらっしゃいますか。

(挙手した裁判員経験者なし)

先ほど5番の方がおっしゃったように審理期間が何十日にもなると、もっと短い方がよいといった御意見になると思いますが、どなたか何か御意見はございますか。

10 番

裁判員の負担もあって、辞退する候補者が増えるという問題点も含んでいるとは思

ますが、被告人、被害者の方、家族の方を含めて、一生の中で人生を大きく左右することなので、やはりせっかくやるのであれば、責任をもってじっくりやる方がよいのではないかと思います。

記者からの質問

司会者

最後に報道機関の方からの質問を受け付けたいと思います。

北海道新聞社

質問は2点あります。まず1点目ですが、裁判員の皆さんには守秘義務が課せられています。裁判が終わって周りの人に裁判員を経験したことが知られていると思いますが、例えば、周りから守秘義務に関わるようなことを質問されることがあるのか、実際にそのような場合にはどのように対処されているのかといった点、また皆さんに課せられている守秘義務は、今後も守っていかなければいけないものなのか、それとも裁判員に対して守秘義務を課すことは負担だと感じていらっしゃるのか教えていただければと思います。

8番

私は、守秘義務の規定はあってしかるべきだと考えています。なぜならば、忌憚のない意見を出し合うのが評議の場でありますし、評決も公判で判決内容となって明らかになりますけれども、我々が今の守秘義務を超えて職場の中やいろいろな場面で話をすることによって、誤ったメッセージや誇張した内容が広がる可能性が十二分にあるんですね。今の社会は何かを発信すると世界中に伝わるくらいの速さで伝わってしまいます。ですから証人や関係した方への被害を防ぐためにも、現状の守秘義務は維持した方がよいと思います。

7番

個人のプライバシーに関わることですから、やはり守秘義務は絶対に必要だと思います。負担感についていえば、休暇を取る段階で話題になるだけですし、職場の人も三日も経てばみんな忘れていきます。「裁判員裁判に行ったの?」といった感じですから。後は報道発表された以外の余計なことは話さなければよいだけのことから、やはり守秘義務は絶対に必要だと思いますよ。

10番

私は職場自体が守秘義務がある職場なので、周りから「守秘義務があるから聞けないよね。」といった感じでスルーしてもらっています。自分もその部分について何か負担を感じているということはありません。

司会者

逆に負担を感じておられる方はいらっしゃいますか。

(挙手した裁判員経験者なし)

それでは2点目の質問をお願いします。

北海道新聞社

皆さんは評議の結果、量刑を含めて判決を決めているわけですが、皆さんがそれぞれ担当された事件は、被告人が起訴内容を否認する事件ではありませんでした。裁判員裁判では全面的に検察官と弁護人が対決する事件がありますが、評議をして判決したという経験、人の人生をある程度決めたとする経験が、みなさんの負担になっていないでしょうか。

11番

それほど負担にはなっていません。今回の経験で一番分かったことは、新聞報道などの裏側の部分に目がいくようになったというか、推察するようになったということです。自分自身これから生きていく上での非常に貴重な一つの土台ができたといった感じですか。

1番

負担感がないと言えないし、他の刑事事件の結果を見ると、自分が担当した事件の結論はこれでよかったのかなと思ひ、比較してしまうことはあります。

4番

被告人の心情を考えると、結論はこれでよかったのかなという思いがありますが、判決を出したことについて自分なりに納得している部分もありますから、あまり負担になることはありません。

司会者

それでは、時間もまいりました。皆様には長時間にわたり貴重な意見をお聴かせいただきまして、本当にありがとうございました。私たちも、本日いただいた御意見をもとに、改善できるものは改善し、なかなか法律の改正まではできないところではありますが、そういった御意見があることを踏まえまして、内容の改善を図ってまいりたいと思ひます。本日の議論の結果も前回同様、公にさせていただく予定ですが、非常に貴重な財産をいただいたと考えております。お時間をいただき本当にありがとうございました。これで本日の意見交換会を終了いたします。